規 則

旅 館業法 施 行 細 則 \mathcal{O} _ 部 を改 Ē する規則をここに 公布 す Ź.

平 成三十 年 七 月 +日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県規則第五 + 뮦

旅館業法施行 細則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 規 則

する。 旅館業法施行細 則 (昭 和 四十年 埼玉県規則第五 十二号) \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正

七条中 第 四 条 \mathcal{O} 二第二号」 を 第四 条 の二第三項 (第二号 _ に 改 \Diamond る

者」 によ を「 乱 同条第二項た 二条第三号 光測定法又 第八条第 連続 とい 同項た . う。 に 自 改 だ イ 動 8 は だ 項 測 る。 を 書 を 中 し書中 定機器に を 中 「第九条第四号 第 「連続自動測定機器に 「法第三条第一項本文の 保健所長」 九条第六号 \neg 許 よる散乱 可 権者」を「保 に改め、 イ、 光測定法又 口 第十 第十 健 よる散乱光測定法 同 条第三号 条第六号 所長」 項 許 は連続自動 の表第二号中 可 を行う者 に イ 及 イ、 改 び第十 め、 測定機器 第 + 次 又は 一条 同 散 項 項 条第 に E 連続自動 \mathcal{O} 第 乱 表 ょ 光 お 八 測定法 る 号 第 11 号 て イ に 測 号 及 許 1 又は」 定 改 び 中 め、 に改 第 可 散

第十 一条中 第十 -四条」 を 「第十三条」 に 改 \otimes る。

式第 一号 中 7 4 先」 を 「宛先」 に、 ω

恥

牃

9

重

焸

7

胍

継

を ω 垭 翭 9 甔 別 旅簡 龠 Ⅲ 佰 所当 オゲ ⋇ $\vec{\tau}$ 9

旅館 逦 揣 綇 圓 佰 严 胍 翭 \dashv 佰 啷 辦

誳 心 行 H S 颩 ては、 宿所営 佰 翭 光光 9 数 ᅱ 佰 胍

> に、 |を 「公面図」 に 改 8

 ω 柔 徭 式 第五 2項各 号 Ė 中 徭 H 4 \sim · 先」 号を 深 を \wedge 河泊 光」 $\overline{}$ に改 に、 かる。 一絕 ω 籴 徭 $^{\circ}$ 項第 \vdash 亨 $\dot{\bowtie}$ F 舥 \sim 中 を 戸網

0

_

様 式第七 号及 び第八号 中 H て先」 を 「宛先」 に、

兴 41 7 胍 翭 族 龠 胍 牃

綇 壓 佰 更 胍 牃 ᅱ 佡 胍 揣

族 龠 삵 41 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 啷

を

綇 匰 宿所営 ᅱ 佰

牃 に 改 \Diamond る

附 則

1 \mathcal{O} 規 則 は 公布 \mathcal{O} 日 カュ 6 施行 す ر خ ه

2 改 正 前 \mathcal{O} 旅 館業法施行 細 則 に 定める様式による用紙 は、 当 分 \mathcal{O} 間、 所 要の